# 平成29年度 議会運営委員会行政視察報告

# 「参加委員]

委員長 坂井芳浩

副委員長 小田村克彦

委員 山本貴広、泉 裕樹、宮川英之、瀧川 勉、山下 宏、村上満典、

伊藤 斉、西村芳和、村田 力

議 長 重見秀和

#### 1 視察月日

平成29年7月4日(火)~6日(木)

#### 2 視察先及び視察事項

- ・神奈川県秦野市 タブレット端末の導入及び議員間討議の実施について
- ・埼玉県飯能市 タブレット端末の導入について
- ・京都府亀岡市 議会改革・議会活性化の取り組み(議員間討議の実施ほか)について

#### 3 視察目的

議会運営の改善及び議会活性化の取り組みの参考にするため。

#### 4 視察概要

# (1) 神奈川県秦野市 タブレット端末の導入及び議員間討議の実施について 【視察先として選定した背景】

本委員会では、今年度、議会活性化に向けた取り組みとして、「タブレット端末の導入」及び「自由討議の実施」について検討を行いますが、秦野市議会では、市民に親しまれる議会改革を実現するための具体的な方法として、平成28年6月からタブレット端末を執行部と共同で導入しており、議員間や執行部との情報共有の迅速化や会議運営の効率化を図っています。また、平成23年6月に議会基本条例を制定した後、平成25年から議会活性化特別委員会において議員間討議の実施について検討を始め、現在、試行的に実施しています。こうした取り組みを参考とするため視察先としました。

## 【内 容】

ア タブレット端末の導入について

- ・導入までの経緯:市民に親しまれる議会改革を具体化するための方法として I C T やタブレット端末の活用を検討。市長と議長が導入を強く推進したため、 予算化されやすい状況であった。
- ・導入の目的:①議員間、議員・執行部間の情報共有の迅速化、②市民への情報 発信力向上、③議会活動の明瞭化、④議会活動の能率性・利便性の向上、⑤議 会事務の効率化
- ・使用範囲:本会議、委員会その他の議会の会議、議員活動等で使用。
- ・端末機器及びソフト(アプリ)の選定方法及びその理由:9市町の先進自治体に文書による調査を実施し、調査結果を基に秦野市議会で独自分析を行った。
  ①タブレット端末のOSはウィルス対策が容易な「iOS」とする。②通信方法はどこでも通信が行える「Се l l u l a r」とする。③契約通信回線は、MVNO(格安SIM)より高額であるが、安定した通信環境の提供を受けられるMNO(携帯会社)とする。④タブレット端末の機種選定では、使用用途やMNOのキャンペーン等を鑑み「iPad Air 2」をリースで導入する。⑤会議資料などのデータの共有方法はデータの取り扱いやすさ、セキュリティ対応から「クラウド」とする。⑥データ共有システム(アプリ)選定では、more NOTE, Side Books, AWPを比較しmore NOTEとする。
- ・セキュリティ対策 (ウィルス対策、紛失・盗難への対応策等): i O S 自体が ウィルス対策が高いO S であり、紛失・盗難が発生してもデータはクラウド上 で管理しているためセキュリティ対策はあまり心配がない。
- ・導入経費(初期導入経費、運用経費)及び費用対効果:議会費負担分(契約期間 H28.6~H30.5)タブレット導入費用2,664,660円/2年、ペーパーレス会議システム導入費用471,096円/2年、合計3,135,756円/2年(1,567,878円/年)。※議会30台、執行部30台導入。
- ・導入における議員負担の取り扱い:タブレット端末への習熟期間とすること及び議場での議案資料閲覧による使用があることから、当分の間は全額公費とし、 今後、政務活動費の扱いと併せて検討を行う。
- ・運用ルールの作成:秦野市議会タブレット端末機及び文書共有システム使用基準、秦野市議場会議場スクリーンの使用に係る基本方針を先進自治体のルールを参考に策定。

- ・導入後のサポート:操作勉強会をこれまで3回開催し、勉強会以外にも必要に 応じて会派ごとに勉強会を開催し、操作方法について学ぶ機会を継続している。
- ・導入及び運用に係る執行部との調整(運用面においては、ペーパーとペーパーレス資料の選別、準備に要する期間等):執行部関係課と議会事務局担当者で調整を行った。準備に要した期間は約9ヶ月。
- ・導入後、将来的にもペーパーレス化不可と判断されたものの有無:予算決算書、 総合計画
- ・導入の効果及び将来の課題:【効果】①議員・執行部間での情報提供や情報共有における迅速化・効率化にかかる効果が大きい。②タブレット端末や会議場スクリーンの使用により論点が明確になり、より活発な議論が展開されている。 ③タブレット端末により議員への連絡を行うことで事務が簡素化された。

【課題】①タブレット端末の操作について引き続きフォローアップが必要。② スクリーンに写された画像は、会議録に残すことができない(していない)ため、議員による説明に注意が必要。

## イ 議員間討議の実施について

- ・実施に至る経緯:平成21年に議会活性化特別委員会を設置し、平成23年に 秦野市議会基本条例を制定。同年から議員間討議の充実を検討。平成25年に 議員間討議の試行的実施を決定し、議員間討議の実施に関するルールを作成。
- ・実施の目的:委員会での討論は省略し、採決することとしており、意思決定までの過程が不明瞭であるため、常任委員会に付託された議案のうち、論点が明確になり、委員から議員間討議の申し出があった場合、試行的に実施する。
- ・実施の場:本会議、委員会、検討会。ただし、試行的に実施においては、常任 委員会に限定している。
- ・取り扱う議題:議案、請願、陳情等。試行では付託議案としている。
- ・運営の流れ:【申し出の方法等】事前に議員間討議通告書に具体的な論点を示し 常任委員長に申し出を行う。【常任委員会当日の流れ等】①執行部による議案説 明、②質疑、③議員間討議(論点の説明 → 論点に対する意見)、④必要があ る場合は執行部への質疑、⑤採決
- ・発言の方法(委員会における委員長の許可の有無等): 委員長の許可を得てから 発言。
- ・討議の時間、発言回数に係る制限:回数や時間の制限はない。
- ・執行部の出席:なし。
- ・実施状況とその効果:これまで3件(同一議員から提出)の実施あり。効果としては、論点がはっきりし、各委員や傍聴者が委員の考えや思いが引き出せる。

- ・会議録の公開:通常の委員会の会議録と同様の取り扱い。
- ・今後の課題:平成25年9月からの3年10ヶ月で実施回数は3回であり、議員間討議を活発に行うことが課題。

## 【所感】

タブレット端末の導入については、その大きな目的は、議員・執行部間の情報共有、市民に対する情報発信力向上であり、ペーパーレス化を主目的にされていないことが特徴と言えます。外部へ持ち出し可能で、インターネットも使える環境にあるにもかかわらず、全額公費負担であることは意外に感じられました。導入に当たっては、タブレット端末の活用をできるところから始め、少しずつ適用範囲を拡大していくこと、また、操作に慣れるため、早い段階から複数回に及ぶ勉強会や導入後のフォローアップが必要であると感じました。執行部における活用も含め、執行部とも議論・検討を進め、タブレット導入を前向きに検討していきたいと思います。

議員間討議の実施については、平成25年9月議会から常任委員会において議員からの申し出により行われており、その内容が委員長報告に盛り込まれることから、市政課題についてどのような議論が交わされたのか市民に分かりやすい形になっていると感じました。一方で、実施件数が少なくまだ十分な活用に至っていないことが課題とのことでした。議員間の理解を深める意味では有効であるものの、本市においては、委員会休憩中に自由討議のような形で意見交換を行っている現状があり、その実施についてはもう少し研究、検討が必要であり、また、予算・決算に係る内容や、陳情や請願、議案になっていない重要課題についてどうしていくのかの整理も必要と感じました。





# (2) 埼玉県飯能市 タブレット端末の導入について

# 【視察先として選定した背景】

飯能市議会では、ペーパーレス化、議会内の情報伝達、危機管理上の緊急連絡、

政務調査活動、各種資料の閲覧の推進を図るため、平成23年11月から議会改革 検討会においてタブレット端末導入の検討を開始し、平成24年度から議会と執行 部が一体となったシステムの導入を行っています。今後、タブレット端末導入の検 討を行う上での参考とするため視察先としました。

### 【内 容】

ア タブレット端末の導入について

- ・導入までの経緯:平成14年に環境マネジメントシステムを導入し、環境に配慮した活動を推進。平成23年3月に東日本大震災が発生し、飯能市でも物資が不足するなどの被害を受け、議会も節電や節約などの環境を意識したことが、ペーパーレス化のきっかけとなった。
- ・導入の目的:①ペーパーレス化、②メール使用による議会内の情報伝達、③危機管理上の緊急連絡、④政務調査活動への活用、⑤各種資料の閲覧。
- ・使用範囲:本会議、委員会、議員活動での使用等に加え、タブレット端末の操作に慣れ、議員活動の幅を広げるためプライベートでの使用も可としている。
- ・端末機器及びソフト(アプリ)の選定方法及びその理由:第1世代(H24~)では、当時クラウドシステムが高額であったため、独自の庁内システムであるNASを活用しネットワークを構築した。第2世代(H28~)はクラウドシステムを導入している。
- ・セキュリティ対策(ウィルス対策、紛失・盗難への対応策等): NASシステム +クラウド文書共有システム(Side Books)を活用し、端末を紛失・盗難した 場合は事務局でロック、データ消去等を遠隔操作で行う。
- ・導入経費(初期導入経費、運用経費)及び費用対効果:【第1世代(H24~)】 初期経費約205万円。維持費用約141万円/年。費用負担(1台当たり約58,800円/年)のうち公費約39,200円(4/6)、政務活動費約9,800円(1/6)。【第2世代(H28~)】 初期経費約17万円。維持費用約253万円/年。費用負担(1台当たり約45,600円/年)のうち公費約38,000円(5/6)、自己負担約7,60円(1/6)。【費用対効果】会議録冊子の廃止や資料削減などによるものが年間約210万円、A4ペーパー年約10万枚分の削減あり。
- ・導入における議員負担の取り扱い:飯能市議会のタブレット導入は全国初めての取り組みであり導入事例がなく判例もない状況で、タブレットの使用方法が携帯電話の使用方法と似ていること、携帯電話の政務活動費の支出の判例は1/3から1/9が妥当とのことから、その範囲で検討し、中間の1/6の負担を議員間で決めた。

- ・運用ルールの作成:飯能市議会情報端末機使用基準、飯能市議会情報端末機使 用範囲等、飯能市議会IT会議基準を作成。
- ・導入後、将来的にもペーパーレス化不可と判断されたものの有無:予算決算書、 議案書
- ・導入の効果及び将来の課題:【効果】①環境負荷低減、②経費削減や事務改善、 ③情報伝達の迅速化、④政務活動調査の充実、⑤危機管理対応の向上。【課題】 ①利活用の推進として、災害時の有効活用やタブレット機能・アプリケーショ ンの有効利用、②システム等の見直しとして、高機能・効率的なシステムの研 究や使用基準の見直し。

#### イ 自由討議の実施について

・運営等: 討議時間は30分以内とする等、実施要領を定めているものの、実績はない。しかしながら、委員会においては、休憩を取り自由な意見交換を行うなどの運営を行っている。

#### 【所 感】

議会としてしっかりと取り組まれており、全てを議員により説明いただくなど、タブレット端末の活用にかかる意識の高さを感じました。全国で初めてタブレット端末を導入され、議会と執行部が一体となってペーパーレス化に取り組むことで、紙使用量の削減に大きな成果を上げられるとともに、経費削減・事務改善や情報伝達の迅速化、政務活動調査の充実、危機管理対応の向上といった効果を着実に上げられており、本市としても、大変参考となるものでした。また、通信費の費用負担について、携帯電話の政務活動費支出における判例を基に、当初は公費 4/6、政務活動費 1/6、議員負担 1/6、現在は公費 5/6、議員負担 1/6 とされており、一定の自己負担を課すことで、議員としても活用の幅が広がるとともに市民の理解にもつながるのではないかと考えるところです。本市での導入に当たっても、自己負担の検討が必要と感じました。





# (3) 京都府亀岡市 議会改革・議会活性化の取り組み (議員間討議の実施ほか) について

# 【視察先として選定した背景】

亀岡市議会では、より開かれ充実した議論のできる市議会を目指して、平成10年から議会活性化に向けた議論を開始し、一般質問での一問一答制の導入や政務調査費公開等さまざまな取り組みを進めています。また、平成22年には議会基本条例を制定し、議会基本条例の第14条に議員間討議を明記しており、議会改革の中で討議の充実に取り組んでいます。こうした議会活性化の取り組みを参考とするため視察先としました。

# 【内容】

#### ア 議員間討議の実施について

- ・実施の目的: 亀岡市議会基本条例第14条2項において、「議員は、議会の運営 及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽 くし、議会の意思を決定しなければならない。」、同3項において、「議員は、議 員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行う よう努めるものとする。」としており、委員会審査において、質疑を行っても論 点が明確にならない場合等に実施している。
- ・実施する場:委員会
- ・取り扱う議題:議案審査、請願審査、陳情・要望
- ・運営の流れ:①執行部による議案説明、②質疑、③議員間討議、④討論、⑤採 決、④必要がある場合は付帯決議や議案修正
- ・発言の方法(委員会における委員長の許可の有無等): 委員長許可により発言。
- ・討議の時間、発言回数に係る制限:なし
- ・執行部の出席:なし
- ・実施状況(委員会別や各定例会別など詳細)とその効果:平成22年10月から基本的には委員長采配により議員間討議を実施しており、議案等の審議や審査においてより議論を尽くし意思決定している。
- 会議録の公開:公開している。

#### イ 反問権行使について

- ・通告制度の有無:なし
- ・時間制限の考え方(質問者と答弁者の割り振りと上限):制限なし。反問があった場合、発言時間は止めている。
- ・ 反問自体の制限の有無:なし

#### ウ 文書質問について

- ・質問期間と様式、質問内容に関する制限や回答期限など詳細:実施期間は、原則として閉会日の翌日から次回定例会の開会日の2週間前までとし、1議員1回1質問を限度とする。回答期限は2週間を基本とする。
- ・これまでの実績:議員3名から7つの質問あり。平成28年12月改定後(議員の質問権によるものから議会の調査権とした)の質問はない。

#### エ「わがまちトーク」について

- ・詳細とその効果:平成28年10月から5回開催し、99名の参加があった。「わがまちトーク」はテーマ別の意見交換会であり、自治会版と各種団体版を設けており、課題等を抽出し、情報交換を行い、市民と議会の共通認識の形成を図った。
- ・市民の反応:市民と議員が同じ立場で課題について意見交換を行うということで、参加者の満足度が向上したと感じている。以前の議会報告会では、自治会長などが参加者を集めることに大きな労力を使うなど義務的なものが大きかったが、「わがまちトーク」は好評であり、昨年度実施した5地域のうち4地域からは今年度も開催の要望が上がっている。

# 【所 感】

議会改革を積極的に進められており、まずはやってみる、失敗であったと反省すれば変えていく、というとても柔軟かつ積極的な取り組みの姿勢が、本市としても大いに参考になりました。議会報告会が批判的と感じれば「わがまちトーク」という形に変更され、功を奏しているとのことで、議会改革度ランキングのための改革ではなく「市民の満足度を高める」、そこに向けてしっかり「チャレンジ」する。改めて考えさせられる視察となったと感じています。

議員間討議については、議案審査の後、自由討議を行い討論、採決を行うとのことであり、本市の現在の検討の方向性からも非常に参考となる内容でした。ただ、 亀岡市では委員会での一般質問がないとのことであり、本市での自由討議の実施に 当たっては、一般質問に対するルールや詳細な取り決め等についても検討する必要 があると考えます。

なお、亀岡市では、「月例常任委員会」を開催され、所管事項調査として執行機関説明や審議会の状況報告、施設視察等を行われています。これは議員の知識の向上や情報共有につながるものであり、本市議会としても今後、研究してまいりたいと感じました。



